

電子入札案件における紙入札の取扱いについて

入札参加者に、電子入札による入札参加が不可能な事態が生じた場合、その理由がやむを得ないものであるときは、以下の基準、手順のとおり紙入札での参加を認めることとしています。

◆紙入札での参加を認める基準

以下のようなやむを得ない理由がある場合は、紙入札での参加を認めます。

- ・住所、商号又は名称、代表者職氏名の変更により、ICカードの再取得が間に合わない場合
- ・ICカードの失効、閉塞（PIN番号の連続した入力ミス）、破損、盗難による再発行手続き中の場合
- ・パソコン端末、通信回線等のトラブルで電子入札に対応できない等、その他やむを得ない事情があると認められる場合

◆紙入札参加の手順

1. 紙入札方式参加届出

上記基準を満たす場合、各入札案件ごとに紙入札方式参加届出書を管財課契約係に持参し提出します。上記基準を満たしている場合、届出が受け付けられます。

※紙入札方式参加届出が受け付けられた案件については、その後再び、電子入札での入札手続きに戻すことはできません。

2. 紙入札書の提出紙入札方式参加届出が受け付けられた時点で、紙入札での参加が可能となります。

紙入札書と入札金額積算内訳書を入れた封筒を持参し提出してください。

※封筒には必ず以下の事項を記入してください。

①「工事名」及び「入札書及び積算内訳書」在中（赤字）

②入札者の商号又は名称、住所、代表者職氏名（要封印）

※紙入札書の提出期限は、入札締切日の17時00分です。

※入札代理者が提出する場合は、委任状が必要となります。

※入札辞退は、開札日時までに辞退届を提出することにより認められます。

3. 紙入札書の開札と電子入札システムへの登録（発注者）

入札執行者の開札宣言後に封筒を開封し、記載された入札金額、くじ入力番号を電子入札システムに登録します。

※くじ入力番号の記載がない場合は、「000番」となります。

F A Q

Q. 代表者が変わったが、どのような手続きが必要か。

A. 代表者が変わった場合は、まず小竹町に入札参加資格審査申請内容変更の届出をしてください。同時に、ICカード発行元（認証局）による登録内容変更の手続きも行ってください。新しいICカードを受領されたら、電子入札システムへの利用者登録をお願いいたします。

Q. ICカードの代表者変更手続きが終わっていないが、入札に参加したい。

A. ICカードの登録内容変更手続きが完了する前に入札に参加しようとする場合は、紙入札方式で参加していただく必要があります。前頁の「紙入札参加の手順」にしたがって、届出・入札をしてください。

Q. 紙入札参加届出後、電子入札システムにより入札手続きを行った。

A. 紙入札および電子入札のいずれも無効として取り扱います。

Q. 紙入札で、誤った入札書を封入し提出してしまった。

A. 書き換え、引き換え、撤回は認められません。ただし、開札前までに辞退届を提出することにより辞退は可能です。